

## 「地域主権」による地方財政圧迫と公的責任放棄をやめさせる意見書

政府は、「地域主権改革関連三法案」を提出し、本年4月、参議院は可決、衆議院では継続審議となっている。

政府は、この改革の実現を「内閣の改革一丁目一番地」と位置づけ、6月22日に「地域主権改革戦略大綱」（以下、「大綱」という）を閣議決定し、「地方自治法抜本改正に向けての基本的考え方」が示された。しかし、地方自治の主人公である住民及びその身近にある地方自治体議会（員）の声を聞くことなく、「地方自治法抜本改正」が一方的に進められていることは、地方自治体議会の存在そのものに関わる重大な問題であり、看過することはできない。

「地域主権改革」のその大きな柱の一つに、地方への国の財源保障問題がある。補助金負担金をなくし、用途を定めない「一括交付金」を2011年度から導入するとし、社会保障や義務教育関係も一括交付金の対象とした上で「全国画一的な保険・現金給付」などは対象外としている。全国知事会は「地方への財源が大幅に削減され、地方の権限・裁量の拡大につながらなかった、かつての三位一体の改革の二の舞になる」と表明しているが、「一括交付金」制度を機に不交付団体への財源削減も大いに懸念される場所である。

さらに、「義務付け・枠付けの見直し」の名で国民の生活にかかわる最低基準の緩和・撤廃を打ち出したことは、福祉などの最低基準をなくすことになり、国民生活の破壊につながる。国は憲法が定めるナショナルミニマム（国民の生活保障）を実現する責務がある。大綱で述べている「地域主権改革を進めれば自治体間でサービスに差異が生じる」としていることを容認することは、国の責任放棄であり、格差を広げることは断じて認められない。

一方、道州制の導入や一層の大合併を進め、地方議会の形骸化なども打ち出していることは、地方自治や民主主義にとって由々しきことである。

「地域主権」というなら、福祉・教育に対する国の責任を後退させず、地方財源を保障し、地方自治の発展を支援するものでなければならない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、「地域主権改革関連三法案」及び「地域主権改革」方針を見直し、地方への財源保障と公的責任確保、地方自治体議会の機能、役割強化など強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年9月29日

三鷹市議会議長 田 中 順 子